

栃木県内医療機関 各位

矢板市長 齋藤 淳一郎



### 矢板市こども医療費助成制度の現物給付対象年齢拡大について

日頃より矢板市の保健福祉行政の推進につきましては、多大なるご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、本市のこども医療費助成制度につきましては、県の制度に合わせた未就学児までを対象として県内医療機関等において現物給付を実施しておりますが、令和 5 年 4 月診療分より、下記のとおり現物給付対象年齢を 18 歳までに拡大する予定で現在準備を進めております。

当該制度の実施にあたりましては、医療機関等関係者の皆様のご協力が不可欠でございますので、制度の趣旨をご理解いただき、これまでも増してのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 現物給付対象年齢の拡大について

令和 5 年 4 月 1 日診療分から県内医療機関等受診分についての現物給付対象年齢を現行の「未就学児まで」から「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで」に拡大します。

#### 2 こども医療費の公費番号について

中学生以上のお子様について公費番号を新設いたします。下記の公費負担番号でご請求ください。

- ・小学 6 年生まで 60090115 (現行の公費番号) ピンク色の受給資格者証
- ・中学生以上 80090111 (新設の公費番号) クリーム色の受給資格者証

#### 3 医療機関等での取扱い

##### ① 現物給付として取り扱う場合

- ・窓口でこども医療費受給資格者証と健康保険証の提示を受けた場合

##### ② 現物給付として取り扱えない場合

- ・窓口でこども医療費受給資格者証と健康保険証を提示しない場合
- ・持参した健康保険証とこども医療費受給資格者証の加入保険欄の記載が異なる場合  
(お手数をおかけしますが、保険証変更の手続きを市役所で行うよう勧めてください。)
- ・保険給付において療養費払い(高額療養費を除く)のもの
- ・受診日に矢板市に住所がない場合(口頭で住所の確認をお願いいたします。)

#### 4 その他(参考資料)

参考資料として受給資格者に配布予定のリーフレットを裏面に掲載しております。周知のほどよろしくお願いいたします。

矢板市 健康福祉部 子ども課  
子育て支援担当  
TEL: 0287-44-3600

令和5年4月診療分から

# 矢板市 **こども医療費助成制度**



## 現物給付対象年齢拡大のお知らせ

### ❁ 矢板市こども医療費助成制度 ❁

矢板市に住所のある18歳までのお子様が医療機関等を受診した際の保険診療自己負担分を助成する制度です。(任意の予防接種や薬の容器代、文書料など健康保険が適用にならないもの、入院時食事療養費等については医療費助成の対象外です。)

令和5年4月1日受診分から、矢板市にお住まいの小学生から18歳までのお子様について、未就学児同様に県内の医療機関等を受診した際の保険診療自己負担分の支払いが不要になります。

4月以降に受診する際は、新しく郵送される「こども医療費受給資格者証」とお子様の健康保険証を窓口で提示してください。

※重度心身障害者医療費助成やひとり親家庭医療費助成の受給資格をお持ちのお子様も18歳までのお子様は「こども医療費受給資格者証」がご使用できます。

#### 【利用にあたっての注意点】

- 受給資格者証や健康保険証の提示ができない場合、健康保険証等が変更になり受給資格者証の記載内容と異なる場合、県外の医療機関等を受診する場合は現物給付の対象外になります。窓口でお支払いをしていただき、こども医療費助成申請書に領収書を添えて申請してください。(申請期間：受診日の翌月1日から起算して1年以内)

受給資格者証の記載内容に変更がある場合は矢板市役所子ども課でお手続きが必要です。

- 矢板市から転出する場合は転出日以降矢板市の受給資格者証はご使用いただけません。

#### 【現在】

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児 (0～6歳)	現物給付 (県内医療機関等)	ピンク色
小学生以上 (7～18歳)	償還払い	

郵送でお送りする受給資格者証は、現在市に登録されている情報で発行しています。内容に変更がないか必ずご確認ください。変更等があった場合は子ども課でお手続きが必要です。(変更がされていないまま使用しないでください。)

#### 【令和5年4月から】

年齢区分	支給方法	資格者証の色
小学生まで (0～12歳)	現物給付 (県内医療機関等)	ピンク色
中学生以上 (13～18歳)		クリーム色



## ❁ 医療機関等の適正受診にご協力をお願いします ❁

現物給付は医療機関等の窓口での支払いがなくなり便利ですが、近年、軽い症状でも休日や夜間に病院の救急医療を受診してしまう「コンビニ受診」が増えています。救急医療が混みあってしまい、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたしてしまうだけでなく、休日や夜間の診療費は割増となるため医療費負担が高くなってしまいます。救急外来は緊急時以外の受診を避け、軽症の場合は診療時間内に受診いただくようお願いいたします。

休日や夜間の急な病気やけがで救急医療を受診するか迷ったときは・・・

### ● 救急医療電話相談（栃木県）

経験豊富な看護師から家庭での対処法や、救急医療受診の目安などのアドバイスがもらえます。

15歳未満：#8000 または 028-600-0099

月曜日～土曜日 18時～翌朝8時

日曜日・休祝日 8時～翌朝8時

15歳以上：#7111 または 028-623-3344

月曜日～金曜日 18時～22時

土・日曜日・休祝日 16時～22時

### ● こどもの救急ホームページ

（日本小児科学会監修）

生後1ヶ月～6歳のこどもを対象とした救急&予防サイトです。

該当する症状を選択すると、その対処法が表示されます。

ホームページ：<http://kodomo-qa.jp/>

または「こどもの救急」で検索



## ❁ 学校等の管理下において発生したケガや疾病などの診療について ❁

学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校など）の管理下において発生したケガや疾病などの診療について、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合は「災害共済給付制度」が優先となります。「災害共済給付制度」は受診時に支払う自己負担分に1割分加算されて給付を受けることができます。

受診の際は「こども医療費受給資格者証」を提示せずに保険診療自己負担分をお支払いいただき、学校等へ申請をお願いいたします。（こども医療費助成制度との重複受給はできません。重複受給が発覚した場合は返還していただくことになります。）

「災害共済給付制度」についての詳細は、学校等へお問い合わせいただくか、『日本スポーツ振興センター』のホームページをご確認ください。

## ❁ その他 ❁

公費負担制度（自立支援医療、更生医療など）が適用される場合はそちらが優先となります。残りの自己負担分が「こども医療費助成」の対象になりますので、医療機関等窓口では「こども医療費受給資格者証」と「健康保険証」のほか、「公費負担制度適用のための証書」も合わせてご提示をお願いいたします。



【問い合わせ先】

矢板市 健康福祉部 子ども課

子育て支援担当

矢板市本町5番4号

TEL：0287-44-3600

